

# 青森県報

号外第十一号

令和七年  
三月七日  
(金曜日)

## 目次

### 公安委員会

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課) ……一
- 運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則……………(同) ……九
- 委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

## 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

### 青森県公安委員会規則第三号

#### 青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象

規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>先</p> <p>(公安委員会にする申請等の経由)</p> <p>第二条 「1〜4 略」</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、法第六章及び第六章の二並びにこの規則第七章から第九章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申出に関する書類は、青森県警察本部交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる申請、届出及び申出に関する書類は、当該各号に掲げる警察署長を経由することができる。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる申請、届出及び申出の種類に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長</p>	<p>先</p> <p>(公安委員会にする申請等の経由)</p> <p>第二条 「1〜4 同上」</p> <p>5 「同上」</p>	<p>申請、届出及び申出の種類</p> <p>法第九十四条第一項(法第九十五条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による運転免許証(以下この表において</p>	<p>警察署長</p> <p>「同上」</p>
<p>申請、届出及び申出の種類</p> <p>法第九十四条第一項(法第九十五条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による運転免許証(以下この表において</p>	<p>警察署長</p> <p>「同上」</p>	<p>申請、届出及び申出の種類</p> <p>法第九十四条第一項の規定による運転免許証の記載事項の変更届出</p>	<p>警察署長</p> <p>「同上」</p>

「免許証」とい う。」の記載事項の 変更届出	法第九十五条の二第 四項の規定による免 許証の返納届出	法第百四条の四第一 項の規定による運転 免許（以下この表に おいて「免許」とい う。）の取消しの申 請（受けている免許 の全部の取消しを申 請し、かつ、他の種 類の免許を受けたい 旨の申出をしない場 合に限るものとし、 免許情報記録個人番 号カード（その者に 係る特定免許情報が 記録された個人番号 カードをいう。以下 同じ。）を保有する 者からの申請を除 く。）	法第百五条の二第一 項の規定による運転 経歴証明書の交付申 請（同時に運転経歴 情報の記録申請又は 抹消届出をする場合
------------------------------	-----------------------------------	--	--

法第百四条の四第一 項の規定による免許 の取消しの申請（受 けている免許の全部 の取消しを申請し、 かつ、他の種類の免 許を受けたい旨の申 出をしない場合に限 る。）	法第百四条の四第五 項（法第百五条第二 項において読み替え て準用する場合を含 む。）の規定による 運転経歴証明書の交
---	--

法第百六条の三第一 項の規定による免許 証の返納届出（同時 に免許情報記録の抹 消届出をする場合を 除く。）	施行規則第三十条の 第十一项の規定によ る運転経歴証明書の 記載事項の変更届出	施行規則第三十条の 第十二项の規定によ る運転経歴証明書 の返納届出（同時に 運転経歴情報の記録 申請又は抹消届出を する場合を除く。）	施行規則第三十条の 第十五项の規定によ る運転経歴情報記 録個人番号カードの みを有する者の住所 等の変更届出	むつ警察署長、 五所川原警察署 長、八戸警察署 長、十和田警察 署長及び三沢警 察署長
---	--	--	--	--

法第九十一条の二第 一項の規定による運 転免許の条件付与又 は変更の申請	法第九十四条第二項 の規定による運転免 許の返納届出	施行規則第三十条の 第十四项の規定による運 転経歴証明書の返納 届出	法第九十一条の二第 一項の規定による運 転免許の条件付与又 は変更の申請	むつ警察署長、 五所川原警察署 長、八戸警察署 長、十和田警察 署長又は三沢警 察署長
---	----------------------------------	---	---	--

<p>法第七七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付申請</p>		<p>法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件付与又は変更の申請</p> <p>法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付申請</p> <p>法第九十五条の二第一項の規定による特</p>
<p>むつ警察署長及び八戸警察署長</p>		

<p>許証の再交付の申請</p> <p>法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けた旨の申出</p> <p>法第七七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付の申請</p> <p>施行規則第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請</p> <p>第二十七条の規定による運転免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。）</p>	
--	--

<p>定免許情報の記録申請</p> <p>法第九十五条の二第十項の規定による免許情報記録の抹消届出</p> <p>法第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付申請</p> <p>法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けた旨の申出</p> <p>法第百五条の二第三項の規定による運転経歴情報の記録申請</p> <p>法第百六条の三第一項の規定による免許証の返納届出</p> <p>施行規則第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書の再交付申請</p> <p>施行規則第三十条の十二第一項及び第二項の規定による運転経歴証明書の返納届出</p> <p>施行規則第三十条の</p>	
---	--

<p>十六第二項の規定による運転経歴情報の抹消届出</p> <p>第二十七条の規定による免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。）</p> <p>法第九十一条の第二項の規定による免許の条件付与又は変更の申請（免許情報記録個人番号カードを保有する者を除く。）</p> <p>法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付申請（同時に特定免許情報の記録申請又は免許情報記録の抹消届出をする場合を除く。）</p> <p>法第百四条の四第一項の規定による免許の取消し申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出（免許情報記録個人番号カードを保有する者</p>	<p>五所川原警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長</p>
---	---------------------------------

<p>を除く。）</p> <p>施行規則第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書</p> <p>の再交付申請（同時に運転経歴情報の記録申請又は運転経歴情報記録の抹消届出をする場合を除く。）</p> <p>第二十七条の規定による免許の条件の解除又は変更の申請（免許情報記録個人番号カードを保有する者を除き、適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。）</p> <p>二 法第百一条第一項及び第百一条の二第一項の規定による運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新の申請は、次の表の上欄に掲げる運転者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長</p>	<p>警察署長</p> <p>むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署</p>
---	--

<p>二 法第百一条第一項及び第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新並びにこの規則第三十九条第二項第一号の規定による運転免許証更新・講習受講の申請は、次の表の上欄に掲げる運転者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長</p>	<p>警察署長</p> <p>むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署</p>
--	--

める者	長、十和田警察署長及び三沢警察署長(免許情報記録個人番号カードを取り扱う場合は、むつ警察署長及び八戸警察署長に限る。)
[略]	
[略]	

三 この規則第三十九条第二項第一号の規定による特定失効者講習又は同項第二号の規定による特定取消処分者講習受講の申請は、むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長(免許情報記録個人番号カードを取り扱う場合は、むつ警察署及び八戸警察署に限る。)

(試験の順序)

第二十五条 試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、法第九十七条の二の規定により技能試験が免除される者については、この限りでない。

- 一 適性試験
- 二 学科試験
- 三 技能試験

(運転経歴証明書の申請等)

第二十七条の四 施行規則第三十条の

長、十和田警察署長又は三沢警察署長	[同上]
[同上]	
[同上]	

三 この規則第三十九条第二項第二号の規定による特定失効者講習又は同項第三号の規定による特定取消処分者講習受講の申請は、むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長又は三沢警察署長

(試験の順序)

第二十五条 試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、適性試験に合格しなかった者に対しては学科試験及び技能試験を、学科試験に合格しなかった者に対しては技能試験を行わない。

- 一 適性試験
- 二 学科試験
- 三 技能試験

(運転経歴証明書の申請等)

第二十七条の四 施行規則第三十条の

八第一項に規定する運転経歴証明書交付等申請書は別記様式第二十号の七のとおりとする。

2 施行規則第三十条の十第二項及び第三十条の十五第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項等変更届(別記様式第二十号の八)とする。

3 施行規則第三十条の十一第一項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第二十号の九のとおりとする。

(申請用写真添付の省略)

第二十七条の五 施行規則第二十一条第六項、第二十九条第三項(第二十九條の二第三項において準用する場合を含む。)及び第三十条の七第四項に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、亡失、滅失、汚損若しくは破損により本人確認ができる運転免許証を提示できない場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

2 施行規則第三十条の八第二項に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当

十第一項に規定する運転経歴証明書交付申請書は別記様式第二十号の七のとおりとする。

2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届(別記様式第二十号の八)とする。

3 施行規則第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第二十号の九のとおりとする。

(申請用写真添付の省略)

第二十七条の五 施行規則第二十一条第三項、第二十九条第三項(第二十九條の二第三項において準用する場合を含む。)及び第三十条の九第三項に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、亡失、滅失、汚損若しくは破損により本人確認ができる運転免許証を提示できない場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

2 施行規則第三十条の十第二項に規定する申請用写真を添付する必要がある場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当

該申請を行う者の運転免許が失効した場合及び申請による運転免許の取消しと異なる日に申請する場合は、この限りでない。

3 施行規則第三十条の十一第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができない運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。

(運転免許証等の返納手続)

第二十八条 法第百六条の三第一項及び第二項の規定により運転免許証を返納する者は、運転免許証返納届(施行規則別記様式第十七の三)に運転免許証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

2 施行規則第三十条の十二第一項及び第二項の規定により運転経歴証明書を返納する者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第二十一号)に運転経歴証明書を添えて公安委員会に提出しなければならない。

3 施行規則第三十条の十六第一項及び第二項の規定により運転経歴情報の抹消を受ける者は、公安委員会に運転経歴情報記録個人番号カードを提示し、かつ、運転経歴情報抹消届(別記様式第二十一号の二)を提出

該申請を行う者の運転免許証の有効期間が満了した場合は、この限りでない。

3 施行規則第三十条の十三第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができない運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。

(運転免許証等の返納手続)

第二十八条 法第百七条第一項及び第二項の規定により運転免許証を返納する者は、運転免許証返納届(別記様式第二十一号)に運転免許証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

2 施行規則第三十条の十四の規定により運転経歴証明書を返納する者は、運転経歴証明書返納届(別記様式第二十一号の二)に運転経歴証明書を添えて公安委員会に提出しなければならない。

「項を加える。」

しなければならない。

(更新時講習等)

第三十九条 法第百八条の二第一項第十一号の規定による更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 特定失効者講習又は特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

「号を削る。」

一 特定失効者講習を受けようとする者 特定失効者講習受講申請書(別記様式第三十四号)

二 特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書(別記様式第三十四号の二)

(高年齢者講習又は免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習)

第四十条 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高年齢者講習又は法第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会

(更新時講習等)

第三十九条 法第百八条の二第一項第十一号の規定による更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 更新時講習、特定失効者講習又は特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会に提出するものとする。

一 更新時講習を受けようとする者 運転免許証更新・講習受講申請書(別記様式第三十四号)

二 特定失効者講習を受けようとする者 特定失効者講習受講申請書(別記様式第三十四号の二)

三 特定取消処分者講習を受けようとする者 特定取消処分者講習受講申請書(別記様式第三十四号の三)

(高年齢者講習又は免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習)

第四十条 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高年齢者講習又は法第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者講習若しくは特定取消処分者講習を受けようとする者は、次に掲げる申請書を公安委員会







令和七年三月七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第四号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則（昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十条第八項又は第九十条第九項の規定に基づく適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第一項から第四項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第五項又は第七条の四第一項の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の安全運転相談に関する適性検査（以下「適性検査等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適性検査等の対象)</p> <p>第二条 適性検査等は、次の各号に掲げる者を対象として行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十条第八項又は第九十条第九項の規定に基づく適性検査の受検命令又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第一項から第四項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第五項又は第七条の四第一項の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性の相談に関する適性検査（以下「適性検査等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適性検査等の対象)</p> <p>第二条 「同上」</p>

〔一〕三 略

四 安全運転相談のあった運転者（運転免許試験を受けようとする者を含む。）

(安全運転相談受理時の措置)

第六条の二 署長は、第二条第四号に掲げる者から相談を受けたときは、その者に安全運転相談書（別記様式第二号）を作成させ、運転免許課長を経て速やかに本部長に送付しなければならぬ。

(適性検査等結果の処理)

第九条 運転免許課長は、適性検査等を行った結果、適性検査を受けた者の運転免許の拒否又は取消処分が必要であると認めるときは、本部長を経て、公安委員会に報告しなければならない。

〔一〕三 略

四 運転免許課長は、第二条第四号の運転者に係る適性検査等を行った結果、運転適性を有すると認めるときは、当該運転者に対し安全運転相談終了書（別記様式第七号）を交付するものとする。

〔一〕三 同上

四 運転適性について相談のあった運転者（運転免許試験を受けようとする者を含む。）

(運転適性相談受理時の措置)

第六条の二 署長は、第二条第四号に掲げる者から相談を受けたときは、その者に運転適性相談書（別記様式第二号）を作成させ、運転免許課長を経て速やかに本部長に送付しなければならぬ。

(適性検査等結果の処理)

第九条 「同上」

四 運転免許課長は、第二条第四号の運転者に係る適性検査等を行った結果、運転適性を有すると認めるときは、当該運転者に対し運転適性相談終了書（別記様式第七号）を交付するものとする。



別記様式第十一号（第十条関係）

別記様式第11号（第10条関係）

届出 様式 通知 書

年 月 日

青森県公安委員会 届

青森県公安委員会 届

届出様式第10条の4第4項の規定により、下記の者について届出様式通知書を送付する。

姓 名	
氏 名	
生年月日	
免許証の番号	年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	年 月 日 公安委員会交付
理由	

注 1 届出の様式番号を併記すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第十一号（第十条関係）

別記様式第11号（第10条関係）

届出 様式 通知 書

年 月 日

青森県公安委員会 届

青森県公安委員会 届

届出様式第10条の4第4項の規定により、下記の者について届出様式通知書を送付する。

姓 名	
氏 名	
生年月日	
免許証の番号	年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	年 月 日 公安委員会交付
理由	

注 1 届出の様式番号を併記すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第十二号（第十一条関係）

別記様式第12号（第11条関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりの運転免許の効力停止処分を、年 月 日付で解除したので通知します。

年 月 日 青森県公安委員会 届

姓 名	
氏 名	
免許証の番号	年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	年 月 日 公安委員会交付
理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

別記様式第十二号（第十一条関係）

別記様式第12号（第11条関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりの運転免許の効力停止処分を、年 月 日付で解除したので通知します。

年 月 日 青森県公安委員会 届

姓 名	
氏 名	
免許証の番号	年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	年 月 日 公安委員会交付
理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4規格とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができ

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月七日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第五号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習等の実施に関する規則（平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一」十七 略</p> <p>十八 更新時講習 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のうち、運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者に対する講習をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一」十七 同上</p> <p>十八 更新時講習 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のうち、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者に対する講習をいう。</p>



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭